

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人によると、昭和○年○月から平成○年○月までの期間、建設工事現場等で労働者として就労し、通算約40年間、電気丸鋸、電動ドリル等の振動工具を使用する業務に従事したという。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、A医院に受診し、「振動障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病の発症は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日、A医院に受診し本件疾病と診断されたものであるところ、振動障害の業務上外の判断については、旧労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「振動障害の認定基準について」（昭和52年5月28日付け基発第307号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 振動業務に従事した期間について、請求人は、昭和○年○月から平成○年○月までの期間、建築工事現場等で労働者として就労し、約40年間、電気丸鋸、電動ドリル等の振動工具を使用する業務に従事したと述べていることから、認定基準の振動業務従事歴要件である「相当期間」（おおむね1年又はこれを超える期間）を満たすものと認められる。

(3) 次に、認定基準の要件である手指、前腕等について、「末梢循環障害」、「末梢神経障害」及び「運動機能障害」が認められるか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 末梢循環障害及び末梢神経障害について、B医師は、平成○年○月○日付け振動障害診断票（。以下「診断票」という。）等において、末梢循環障害及び末梢神経障害は著明に認められると所見しているものの、請求人は23年間という長期にわたって人工透析を行っており、その合併症として循環障害及び神経障害をきたす可能性があり、「どちらが主原因となるかの判断は困難」と述べている。この点、認定基準においても、振動業務以外の原因で起こりうる鑑別上注意すべき類似疾病として、糖尿病等による血管の障害などが掲げられているところであることから、当審査会としては、請求人に認められる末梢循環障害及び末梢神経障害が、振動障害によるものであるか長期の人工透析の合併症によるものであるかについて慎重に検討する。そこで、請求人についての医学的所見等を精査すると、請求人には、X線画

像上、前腕部の血管の石灰化が所見されており、また、左手根管症候群の再々手術をした病歴が認められる。

この点、C医師は、平成○年○月○日付け意見書において、これらの血管の石灰化と手根管症候群は、末梢循環障害及び末梢神経障害を来す可能性のある疾患であると述べるとともに、これらの疾患の原因として長期の人工透析が考えられるとの見解を述べており、逆に、血管の石灰化と手根管症候群が振動障害によって起こるとする医学的知見は認められない。

また、D医師は、同年○月○日付け意見書において「振動障害は否定的」と述べており、また、E医院F医師も、同年○月○日付け意見書において、要旨「振動障害が原因の末梢神経障害で通常認められる神経障害に係る手袋状所見が請求人には認められない。」と振動障害に否定的な意見を述べている。

そうすると、当審査会としては、請求人の末梢循環障害及び末梢神経障害は、振動障害によるというよりも、長期の人工透析の合併症によるものである可能性が高いと判断する。

イ 運動機能障害について

請求人の運動機能障害について、B医師は、診断票において、運動機能障害は認められないと所見していることから、請求人に運動機能障害があったとは認められない。

ウ B医師は、請求人がレイノー現象があったと述べていることを根拠として、振動障害が高度であるとの所見を述べているが、B医師又はその他の医師が同現象を確認したものではなく、あくまで自訴のみであることから、当審査会としては、請求人にレイノー現象があったとは認められない。

(4) 以上のとおりであるから、請求人に末梢循環障害及び末梢神経障害が著明に認められることは事実であるも、同障害は、長期の人工透析による合併症に起因するものと判断することが相当であり、振動業務との間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

(5) なお、請求人は、人工透析開始前から症状があることから、振動障害と人工透析が共働原因である旨主張しているが、一件記録を精査するも、人工透析開始前において医師が請求人の症状所見等を認めた事実をうかがうことのできる記録は見いだせず、評価することはできない。

(6) その他、請求人の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。